

朝日大学情報ネットワーク管理基準

第1条 この管理基準は、朝日大学情報教育研究センター規程第10条に基づき、情報ネットワークの管理に必要な事項を定めるものとする。

第2条 情報ネットワークは、次の各号の管理区域に分けて日常の管理を行うこととし、朝日大学情報教育研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議に基づき、各学部、事務局等が当該管理区域のネットワークを所管するものとする

- (1) 1号館、2号館、RI棟及びバイオテクノロジー棟
- (2) 附属病院
- (3) 3号館 実験棟
- (4) 3号館 (大学院施設)
- (5) 5号館
- (6) 6号館
- (7) 7号館 (研究室)
- (8) ネットワーク実習室
- (9) 図書館 (本館・分室)
- (10) 情報教育研究センター所管施設

2 情報教育研究センターには基幹LANを管理する管理者(以下「基幹管理者」という。)を、各管理区域にはサブネットワーク管理者(以下「区域の管理者」という。)を置くものとする。

3 前項の管理者は、管理区域を所管する各学部、事務局等からの推薦に基づき、運営委員会において選出する。

4 前項の管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該管理者が欠けた場合の補充の管理者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 区域の管理者は、それぞれの管理区域の利用者に対する機器接続の承認とIPアドレスの発行及びアカウントの発行を行うものとする。

第4条 基幹LAN並びにそれに置かれるワークステーション、パーソナルコンピュータ及びその他接続する機器(以下「接続機器」という。)の管理は、基幹管理者が行うものとする。

2 サブネットワークに置かれる接続機器の管理は、区域の管理者が行うものとする。

3 個人研究室に置かれる接続機器の管理は、各個人が行うものとする。

第5条 IPアドレスの割当は、管理区域別に行うこととする。

第6条 ネットワーク機能の利用申請は、別表のとおりとする。

2 朝日大学情報ネットワーク利用規程第3条第3号により利用資格を得た者の利用可能なネットワーク機能は、センター長が定めるものとする。

第7条 この管理基準に定めるもののほか、情報ネットワークの管理に関し必要な事項は、運営委員会において定めるものとする。

附 則

この管理基準は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 10 年5月 26 日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成 14 年6月1日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日）

この改正は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

別表（第6条関係）

ユーザ別ネットワーク機能の利用申請一覧

区 分	電子メール	telnet,FTP (学外)
学生(大学院生を除く)	◎	—
大学院生	○	○
教職員	○	○

○印:利用申請を必要とするもの

◎印:利用申請を必要としないもの

—印:原則として利用不可

- 1 大学院学生が telnet、FTP 等を利用する場合は、指導教員の承認を受け、本学ゲートウェイ及び利用先のアカウントを取得すること。
- 2 学生は、朝日大学情報ネットワーク利用規程第3条第1項第2号で規定する者とする。